

平成二十年五月二十七日受領
答弁第三九五号

内閣衆質一六九第三九五号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、前回答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五九号）一及び二について
でお答えしたとおりである。

二について

御指摘の「証言」を行ったのは、トウルスンバイ・バキル・ウウルー・キルギス共和国前オンブズマン
であったと承知している。

三及び四について

お尋ねについては、御指摘の事件における人質の解放のために日本政府からキルギス政府に対して金銭
が支払われたという事実はない。

五及び六について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、前回答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五九号）五

及び六についてでお答えしたとおりである。

七から九までについて

内閣としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えており、外務省としても質問の趣旨を踏まえて所掌する事務につき誠実に答弁してきている。

十について

お尋ねについては、前回答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五九号）七から十までについてでお答えしたとおりである。